前橋市指導監査課　指導監査第一係あて

（FAX　０２７－２３７－０１２３　／　E-mail　shidoukansa@city.maebashi.gunma.jp）

質問票

注意事項

１　集団指導資料に関する質問は、こちらの質問票を使用し、FAX又はE-mailによりご提出ください。

２　質問内容によっては、関係課と協議が必要なため、回答に時間がかかる場合があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所番号 |  | 事業種別 |  |
| 事業所名 |  |
| 担当者氏名 |  | 電話番号 |  |
| 質問種別 | １　質問内容のサービス種別を選択してください。（必須）[ ] 訪問看護　[ ] 居宅介護支援　[ ] 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅[ ] その他【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| ２　集団指導資料の、どの部分を確認したいのか教えてください。（必須）集団指導資料　の　　　　　ページ |
| ３　質問にあたり、以下文献・省令等のうち、どの資料を確認しましたか。確認した文献・省令等の、該当ページを教えてください。[ ] 介護報酬の解釈１・単位数表編（通称 青本）【　　　ページ】[ ] 介護報酬の解釈２・指定基準編（通称 赤本）【　　　ページ】[ ] 介護報酬の解釈３・QA・法令編（通称 緑本）【　　　ページ】[ ] その他（省令・告示・通知等）　【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| 質問内容 |  |
| 市処理欄 | 受理日（　　年　　月　　日）　→　回答（　　年　　月　　日）、回答者（　　　　　　　　　 ）□介護保険課協議済み |